

環境格付融資の課題に対する提言

(最終報告)

平成27年3月

環境格付融資に関する課題等検討会

環境格付融資に関する課題等検討会 委員名簿

足達英一郎 株式会社日本総合研究所理事

伊藤 彰人 株式会社百五銀行営業渉外部コンサルティング課課長代理

入谷 公明 株式会社三井住友銀行ホールセール統括部開発グループ グループ長

後藤 敏彦 環境監査研究会代表幹事

藪田 綾子 株式会社クアン代表取締役

竹ヶ原啓介 株式会社日本政策投資銀行環境・CSR部長

藤田 昂一 株式会社横浜銀行営業統括部情報ソリューション営業グループ 副調査役

◎水口 剛 高崎経済大学経済学部教授

◎座長

・オブザーバー

辰巳 勝則 株式会社滋賀銀行総合企画部 CSR 室長

堀河 淳子 公益財団法人日本環境協会環境事業支援部助成チーム長

・ゲストスピーカー

佐藤 順 株式会社第四銀行営業統括部ニュービジネス企画室上席調査役

【事務局】

環境省総合環境政策局環境経済課

株式会社日本経済研究所

目次

1. はじめに	- 1 -
2. 環境格付融資の意義と望まれる方向性	- 2 -
(1) 企業を取り巻く状況と金融機関との関わり	- 2 -
(2) 環境格付融資の意義.....	- 2 -
(3) 環境格付融資の発展に向けて望まれる方向性.....	- 3 -
3. 環境格付融資の現状と課題	- 4 -
(1) 全般的な取組状況	- 4 -
(2) 先行事例からの示唆.....	- 7 -
(3) 環境格付融資の定着・向上に向けた課題.....	- 8 -
4. 環境格付融資の課題解決に向けた方向性	- 10 -
(1) 課題解決の方向性.....	- 10 -
(2) 施策の方向性	- 10 -
5. おわりに	- 12 -
(参考) 環境格付を応用した様々な展開	- 13 -

1. はじめに

環境省中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」の報告書¹では、環境金融の具体的役割の一つが、「企業行動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資」と位置付けられている。我が国においては、その典型的な取組の一つが、融資先企業の活動を環境面から評価し、その評価結果によって金利を段階的に変更する融資、いわゆる「環境格付融資」として具体化し、発展してきた。

平成 16 年、日本政策投資銀行によって世界ではじめて環境格付融資が実施されて以降、その取組は地方銀行、都市銀行にも広がりを見せている。環境格付融資に積極的に取り組む金融機関は、各々がその意義を見出し、創意工夫により取組を深化させ、また、地域の特色等を取り込みながら、多様な環境格付融資のあり方を示している。

一方、その発展過程の中で、リソースの不足等により、環境格付融資の取組に課題を抱えている地域金融機関も多く存在する。その課題を解決し、意欲ある地域金融機関の取組を促進していくことが、環境金融の拡大、ひいては、我が国経済のグリーン化に大きく寄与する。

本検討会は、以上のような認識に基づき、環境格付融資に関する各金融機関の取組状況や課題等を整理し、今後の環境格付融資の発展に向けた課題解決の方向性等について検討することを目的に議論を行った。本提言は、計 4 回開催された検討会の議論を踏まえ、「環境格付融資の課題に対する提言（最終報告）」として、とりまとめたものである。

¹ 「環境と金融のあり方について ～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」(平成 22 年 6 月 15 日)

2. 環境格付融資の意義と望まれる方向性

(1) 企業を取り巻く状況と金融機関との関わり

企業活動のグローバル化に伴う幅広い環境リスクの顕在化、企業の社会的責任（CSR）への意識の高まり等を背景に、企業の環境経営の取組はますますその重要性を増してきている。平成 25 年には GRI ガイドライン第 4 版²が発表されたほか、平成 27 年 9 月の発効に向けて ISO14001 の改定作業が進められていること等から、先進的な企業はますます取組を強化し始めている。さらに、平成 27 年 3 月に公表されたコーポレートガバナンス・コード原案³でも、ESG⁴問題への積極的・能動的対応等に言及するなど、企業の環境経営と情報開示の動きは一層加速化していくと予想される。また、金融機関においても、社会的責任投資（SRI）や ESG 投資が欧米を中心に急速に拡大しつつあり、我が国でも日本版スチュワードシップ・コード⁵が策定され、機関投資家におけるエンゲージメント⁶の実施やそれらのための実力の具備が求められるなど、非財務情報の活用に関心が高まっている。

こうした社会状況の変化は大企業だけにとどまらず、そのサプライチェーンの一角を担っている各地域の企業にも影響を及ぼし得る。当然、これら企業を取引先とする金融機関においても、自らのリスク管理及び機会獲得の一環として、融資先企業を環境の視点から見ていくことが必要である。今後、融資先企業における環境経営の取組がさらに加速化していく中で、この取組を、金融機関自身に直結するテーマとして捉え、企業が晒されている環境リスクを適切に見抜く力が、金融機関に一層求められていくと考えられる。

(2) 環境格付融資の意義

1) 金融機関にとっての意義

環境格付融資は、前述のように、金融機関自らのリスク管理の一環として有効なツールの一つと考えられ、非財務情報の取得による財務的な信用度（財務格付など信用リスク）の補完の機能が期待されている。このほか、取引先とのリレーション強化による融資案件の発掘、地域に深く根差した質の高い CSR の取組等、金融機関それぞれが、環境格付融資に取り組む目的や戦略を明確化し、自身の本業にも貢献するものとして、多様な意義を見出している。

このような金融機関においては、将来、国際的な環境政策や現下の低金利トレンド等に大きな状況変化が生じて、強靱に対応していくことも期待できよう。さらに、

² GRI (Global Reporting Initiative) が作成するガイドラインで、企業などのあらゆる組織がサステナビリティ報告書を作成するにあたって利用可能な、信頼できる枠組みを提供することを目的とする。

³ 「コーポレートガバナンス・コード原案 ～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議、平成 27 年 3 月 5 日)。

⁴ ESG：環境(Environmental)、社会(Social)、企業統治(Corporate Governance)の頭文字。

⁵ 「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》 ～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会、平成 26 年 2 月 26 日)

⁶ 「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話」を指す。

環境分野に強みを見出すことは、地域金融機関における現状のビジネスモデルの差別化に繋がるとも考えられる。

2) 融資先企業にとっての意義

融資先企業においては、環境格付融資を通じて、環境対策への「気づき」が得られることや、外部から評価を受けることで継続的な動機づけになること等により、事業活動における環境リスクの回避や収益機会の獲得等に貢献することができる。

3) 社会的意義

こうした環境格付融資の機能は、経済のグリーン化を進めていく上で、重要な役割を果たし得る。グリーン経済においては、①環境経営の実践、②適切な情報開示、それらに対する③客観的な評価、④金融機関等の行動が連鎖し、好循環が生み出されていくことが重要である。

環境経営に取り組む企業を評価・支援し、持続的な環境経営への取組に繋げる環境格付融資は、経済のグリーン化を目指す上で大きな駆動力になると考えられる。また、環境格付融資によって引き出される企業の環境対策の拡大は、環境分野への設備投資等の内需を生み、我が国におけるグリーン成長への一助ともなり得る。地方創生が社会的課題との認識が高まる中、とりわけ、地域金融機関の取組が地域経済に与える社会的意義は大きい。

(3) 環境格付融資の発展に向けて望まれる方向性

環境格付融資は、各金融機関の様々な経営環境、地域特性、経営戦略等に応じて多様な発展を見せており、一部の金融機関においては、本業に貢献するものとして自律的に取り組まれるまでに至っている。これらの取組は、その形態に依らず、経済のグリーン化に寄与し得るものであることから、環境格付融資の取組が各金融機関にさらに広まり、より高いレベルに発展していくことは、社会にとっても望ましいと考えられる。

今後、各金融機関が環境格付融資の意義を深く理解し、それぞれに工夫を重ねながら、自身の本業に貢献するものとして自律的に取り組んで行く流れを作り出すことが求められる。

3. 環境格付融資の現状と課題

(1) 全般的な取組状況

環境省では、金融機関による環境に配慮した金融の取組を促進するため、様々な施策を実施してきた。例えば、中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」の提言を受けて、環境省が事務局となって策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」には、平成27年3月末現在、国内193の金融機関が署名を行っており、業務別・テーマ別のワーキンググループの下で署名金融機関による活発な議論が行われている。

そうした環境金融の促進の一環として、環境格付融資に関しては、平成19年度より、環境格付融資に係る利子補給金交付事業を実施している（図表1、2）。平成21・22年度の補正予算において、十数問程度の質問項目を有する等簡易な環境格付融資を事業参画の条件とする利子補給金交付事業が開始されると、平成22年度には、事業に参画する指定金融機関は71行に拡大した。また、平成21年度の補正予算においては、環境格付融資の構築に係る費用を補助する事業を実施し、12金融機関を支援している。

図表1 過去に実施した環境格付融資に係る利子補給金交付事業①⁷

事業名	環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金交付事業	環境配慮型融資利子補給金交付事業
予算 ※新規採択を行った年度に限る	H19～24年度当初予算	H24年度予備費	H25年度当初予算
予算額	8億円(H24年度)	4.29億円	4億円
誓約条件	5年間で5%の二酸化炭素排出削減(原単位又は排出量)	3年間で3%(又は5年間で5%)以上の二酸化炭素排出削減(原単位又は排出量)	3年間で3%(又は5年間で5%)以上の二酸化炭素排出削減(原単位又は排出量)
誓約単位	事業者	事業者又は事業所	事業者又は事業所
利子補給対象融資限度額	30億円/件(H24年度)	20億円/件	同左
利子補給率上限	1%	【貸付利率×2/3】% (1%上限)	同左
利子補給期間	借入れ開始日から5年間以内(貸付の返還期限を上限)	借入れ開始日から3年間以内(貸付の返還期限を上限)	借入れ開始日から3年間以内(貸付の返還期限を上限)
参加行	H19～21年度 1行 H22年度 2行 H23年度 7行 H24年度 11行	18行	25行

⁷ 指定金融機関の採択条件として、相当数の質問項目を有する等、一定レベルの環境格付融資を求めるもの。平成19～24年度当初予算までは環境省直轄で実施。平成24年度予備費からは基金形式となり、公益財団法人日本環境協会にて実施。

図表 2 過去に実施した環境格付融資に係る利子補給金交付事業②⁸

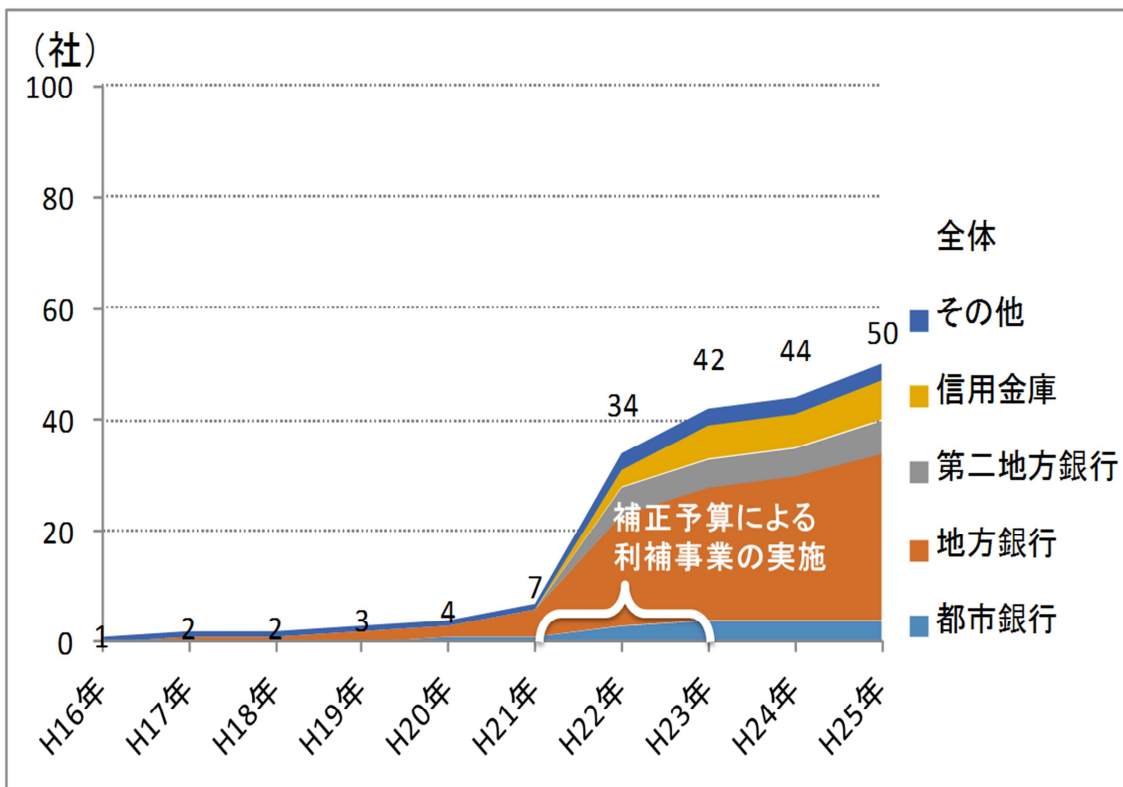
事業名	京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業	地球温暖化対策加速化支援無利子融資利子補給金交付事業	環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業
予算	H21 年度 1 次補正予算	H21 年度 2 次補正予算	H22 年度 1 次補正予算
予算額	45 億円	15 億円	10 億円
誓約条件	3 年間で 6% (又は 5 年間で 10%) の二酸化炭素排出削減 (原単位又は排出量)	同左	3 年間で 6% の二酸化炭素排出削減 (原単位又は排出量)
誓約単位	事業者	事業者	事業者
利子補給対象融資限度額	100 億円 / 件	30 億円 / 件	同左
利子補給率上限	3% を限度とする	同左	2% を限度とする
利子補給期間	借入れ開始日から 3 年間以内 (貸付の返還期限を上限) 【各利補共通】		
参加行	38 行	63 行	71 行

昨年度、環境省が実施した調査⁹によると、現在、50 の金融機関が環境格付融資を取り扱っており (図表 3)、平成 20 年度から平成 24 年度にかけての環境格付融資金額は、累計 1 兆 5,382 億円 (図表 4)、同・融資実行件数は累計 2,741 件 (図表 5) にまで達している。しかし、個社別の状況をみると、融資実行件数が累計 100 件を超える地域金融機関がある一方、取扱件数が伸びていない金融機関も散見される。

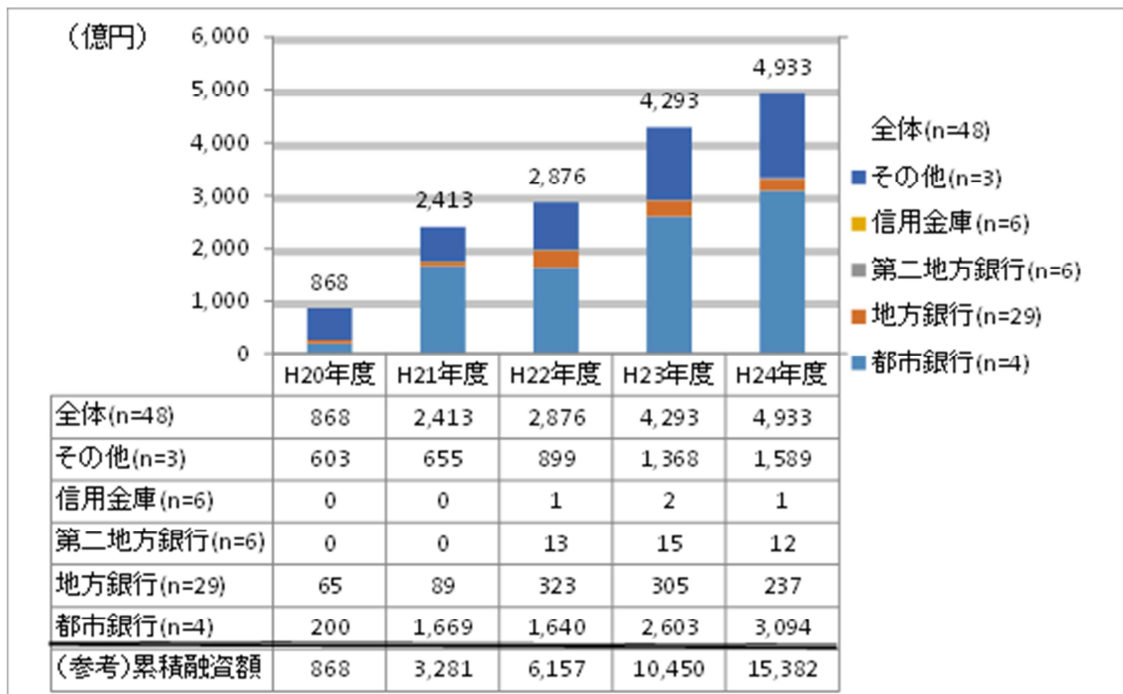
⁸ 指定金融機関の採択条件として、十数問程度の質問項目を有する等、簡易な環境格付融資を求めるもの。いずれも補正予算により、基金形式で措置。公益財団法人日本環境協会が実施。

⁹ 平成 25 年度環境格付融資に関する課題等調査業務。以下、簡便のため、「平成 25 年度調査」と表記する。

図表 3 環境格付融資の取り扱い開始時期（累積）¹⁰



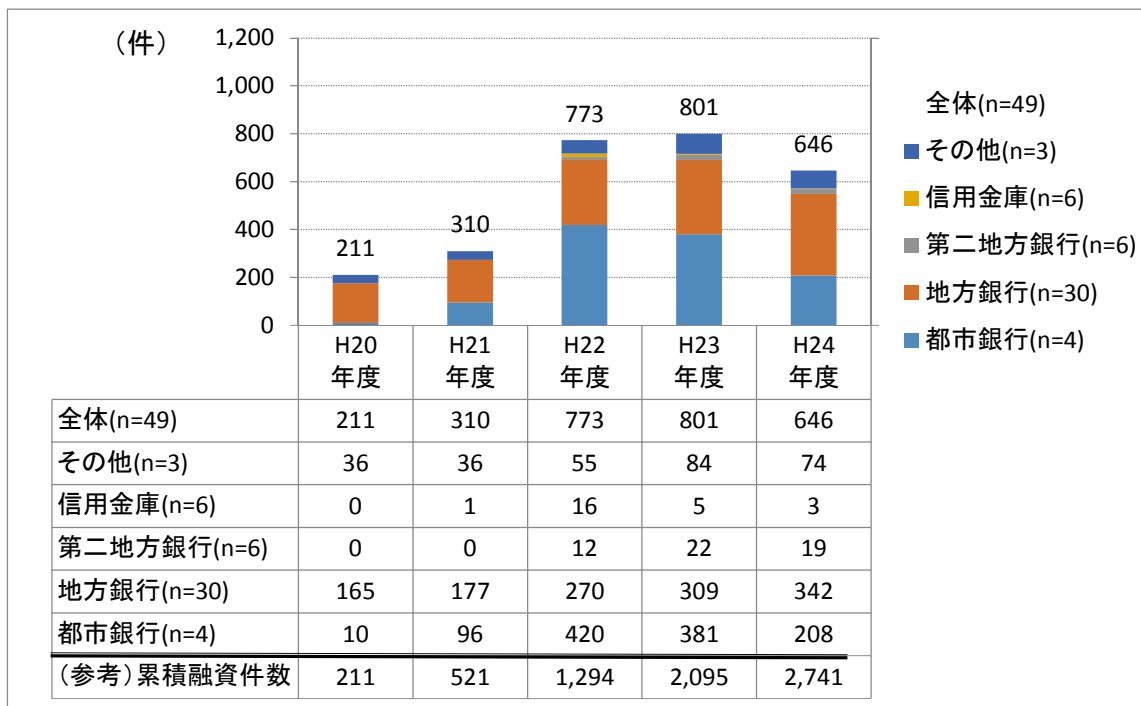
図表 4 環境格付融資額の推移¹¹



¹⁰ 平成 25 年度調査より。なお、「その他」に含まれる金融機関は、協同組合金融機関や信託銀行、政府出資の金融機関である。

¹¹ 平成 25 年度調査より。なお、ここでは環境格付を活用した私募債の引き受けも融資に含まれる。

図表 5 環境格付融資実行件数の推移¹²



(2) 先行事例からの示唆

本検討会では、環境格付融資の取組の実態等を把握するため、環境格付融資に取り組む金融機関からヒアリングを行った。各金融機関の取組の概要は、以下のとおりである。

事例 1 株式会社日本政策投資銀行

企業における環境経営への取組を深く調査して、その環境経営度を評点化し、これを融資条件に反映させる世界で初めての融資メニューとして、平成 16 年 4 月から開始している。

環境格付融資の先駆者として、その豊富な実績を踏まえ、この仕組みが持つ本来の価値を発揮させるポイントとして、以下の 9 点を指摘している。

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| ① なぜやるか、どうして出来るかが明確であること | ⑤ 専門チームの存在と人材育成 |
| ② 対象顧客の属性に対応したツールを設計していること | ⑥ 外部有識者との連携 |
| ③ 不断の改訂によるアップデートを実施し、かつ連続性を確保 | ⑦ 営業現場とのウォール |
| ④ モニタリング機能がビルトインされていること | ⑧ 顧客との深い対話 |
| | ⑨ トラックレコードの蓄積 |

事例 2 株式会社百五銀行

百五銀行では、取引先企業の環境対応に関する実態把握を通じた気づきの提供及び融資先企業の環境対応度合いに応じた経営リスクの把握を目的として、主要な顧客である地元中小企業の特性を鑑みた評価と、深い対話を軸とした環境ソリューションの一環として、環境格付融資を活用している。

¹² 平成 25 年度調査より。なお、ここでは環境格付を活用した私募債の引き受けも融資に含まれる。

事例3 株式会社滋賀銀行

顧客とともに、琵琶湖をはじめとする地球環境保全のための「しがぎん琵琶湖原則（PLB原則）」を策定し、その原則への賛同を広く呼びかけ、賛同する企業に対して独自の「環境格付」を実施するなど、持続可能な企業の実現を目指した「環境経営」への取組の底上げを図っている。

また、「環境格付」を利用して、顧客とコミュニケーションを図ることを目指し、その中で顧客の環境関連事業への関心やニーズをキャッチし、ビジネスマッチングや環境関連事業に係る提案・情報提供などをサポートすることにより、環境格付融資の形成につなげている。

事例4 株式会社第四銀行

簡易な環境格付融資を事業参画の条件とする利子補給金交付事業の指定金融機関となったこととあわせて、平成22年3月より取扱いを開始。利子補給金交付事業を活用しなかったものも含め、計14件の融資（含 私募債の引き受け）を実行した。

その後の高度版利子補給金交付事業には未対応。高度版の環境格付に対する顧客ニーズが全くないわけではないが、顧客ニーズを把握し切れていないことに加え、行内体制が環境対応に追いついていかなかったことが要因としている。

このように、各金融機関における環境格付融資はそれぞれに特徴があり、取引先の環境リスクや環境への取組を深く調査する形態や、地域貢献に主眼を置いた形態など、多様なあり方が見受けられた。これらに共通して、自律的な取組として融資実績を着実に伸ばしていく上では、金融機関としての組織的なコミットメントの下、適切な評価・支援を行える体制・人材・ノウハウを確保し、金融機関と融資先企業との間での深い対話を伴う環境格付融資が行われることが重要との示唆が得られた。

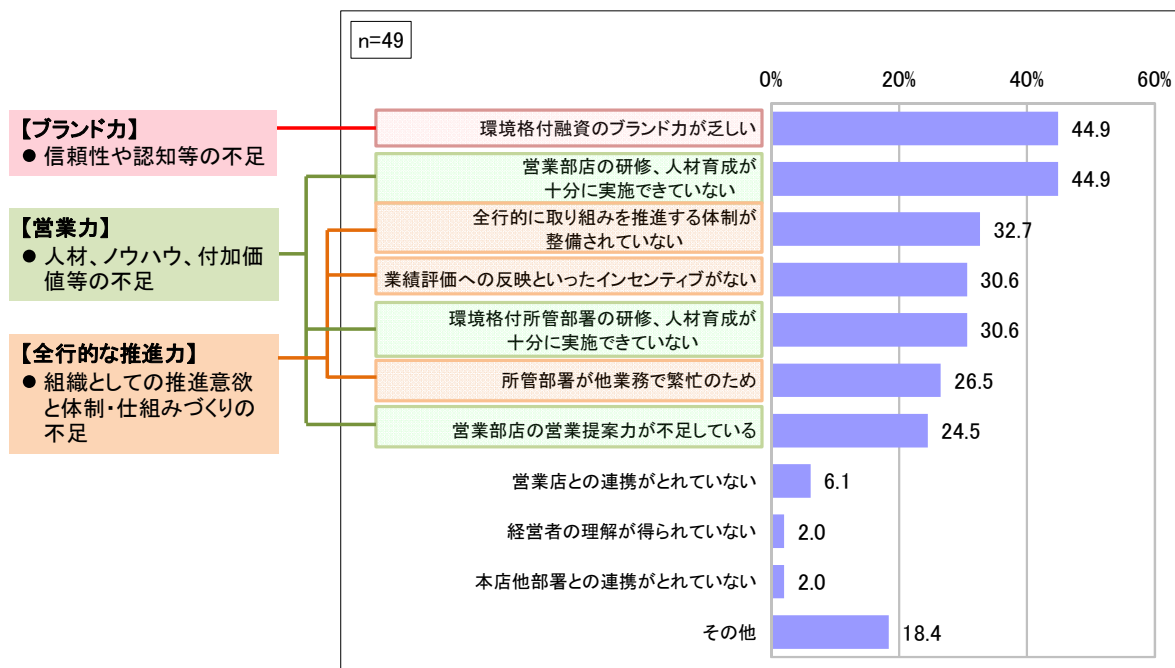
(3) 環境格付融資の定着・向上に向けた課題

今後、経済のグリーン化を一層進めていくためには、金融行動全般の中にできるだけ広く「環境」の要素を組み込んでいくことが、基本的な課題となる。なかでも、環境格付融資が金融機関における自律的な取組として定着するためには、より多くの金融機関が環境格付融資に取り組む機会を持ち、また、一定の実績の蓄積や知見の集積等を通じ自身の取組を向上させ自走段階に至る水準、いわば閾値にまで到達することが重要である。

しかし、環境格付融資の取組が一部の金融機関に留まり、また、金融機関の中で適切なリソースを環境格付融資に割くとの経営判断に至らない等の状況があることを踏まえると、環境格付融資の効果や本業との関連性等が十分に金融機関に認知されていない可能性があると考えられる。

加えて、前述の環境省実施調査からは、環境格付融資に取り組んでいるものの課題を抱えている金融機関においては、取扱件数の伸び悩みと、環境格付融資のブランド力（信頼性、認知）や営業力（人材、ノウハウ、付加価値）、行内推進力（意欲、体制）の不足といった要因とが相まって、自律的な取組が困難となっている可能性も示唆される（図表6）。また、外部要因として、環境経営や情報開示の取組が進んでいないこと等を指摘する声もある。

図表 6 環境格付融資の定着・向上に向けた課題（複数回答）¹³



¹³ 平成 25 年度調査より。

4. 環境格付融資の課題解決に向けた方向性

(1) 課題解決の方向性

これらの課題を解決するためには、まず、各金融機関が本業との関連性の検証や取組成果等に関する情報・知見の蓄積、収集を行うこと、そしてそこで得られた知見を金融機関間でも共有していくことが必要である。また、融資先企業との深い対話を通じた環境リスクの把握や付加価値の創出、融資先企業からの信頼の獲得のために、各金融機関が環境格付融資のノウハウや経験、環境全般に関する知識等を深めていくことが求められる。新規顧客を増やすだけでなく、環境格付融資を繰り返し利用するリピーターを増やすことで、融資先企業との対話を一層促進し、評価軸を深化させることが可能となる。それを通じて、環境格付融資の量的な拡大とともに、質的な向上を図ることが重要である。

さらには、経営層が環境格付融資の意義や ESG 要素の考慮に対する社会的要請の高まりを理解し、強い取組意思を持つこと、それを組織横断的に浸透させるための体制を整備し、職員に対するインセンティブを工夫することなども鍵となる。

これらに関し各金融機関が自ら取り組むとともに、自助努力だけでは解決し難い課題については、政策的支援によってその解決を図る必要がある。

(2) 施策の方向性

1) 環境格付融資の効果や本業との関連性等の検証・啓発

環境格付融資の効果や本業との関連性を検証するには、実績に基づく情報を基に、環境格付の結果と返済リスク等との相関分析や企業の財務格付との連携方法の検討・検証等を行うことが必要となる。環境格付融資により金融機関が得る情報は各企業の個社情報であり、金融機関相互の情報共有が困難なケースも考えられるが、中長期的には、相当数のデータを蓄積してこれらの分析、検証等の作業を進め、環境格付融資の意義や効果等の啓発を図るべきである。

2) 環境格付融資に関するノウハウ等の蓄積の促進

適切な評価や融資先企業との深い対話を図るためには、環境格付融資のノウハウ等の蓄積が重要であることから、専門家の派遣や研修会の実施、手引き・グッドプラクティス集の作成等の支援を実施すべきである。また、環境格付融資の豊富な実績を有する金融機関とのシンジケートローン等を通じ、金融機関間の連携、プラットフォーム化を図り、情報の共有や経験の蓄積を促進していく施策を講じるべきである。

このほか、自行のみで取組を始めることが困難な金融機関は、外部機関との連携による評価体制の構築等を推進していくことも考えられる。

3) 環境格付融資に取り組むきっかけや PR 機会の提供

経営層のコミットメントを引き出すためには、取組のきっかけや PR 機会を提供することも考えられる。例えば、積極的な金融機関に対する表彰や環境格付融資に取り組む金融機関が一同に会する大会の実施、環境格付融資の取組に関する自己宣言と組み

合わせたロゴの提供等が考えられる。

また、環境格付融資に取り組むきっかけやさらなる取組の向上に向けたインセンティブ付けとして、国が利子補給事業を実施していくことも考えられる¹⁴。

4) 企業における環境経営及び情報開示等の取組促進

前述のような金融機関側へのアプローチとともに、企業の環境経営や情報開示に関する施策を車の両輪として実施していくことも重要である。具体的には、中小企業に対する環境経営の取組契機の提供や情報開示基盤の一層の整備、さらに環境格付先のソーシングや1次スクリーニングでの開示情報の活用を進めていくこと等が考えられる。また、大企業の中にはサプライチェーンへの環境経営等の促進に取り組む企業も現れており、このような取組の加速化が重要である。

¹⁴ 利子補給事業は、一義的には、融資先企業に金銭的メリットを与え、融資の対象となる設備投資等を促進するための政策ツールであるが、融資案件の誘引という副次的効果を金融機関に与える面があるため、金融機関間の公平性に十分に配慮する必要がある。また、環境格付融資の促進という政策目的から切り離し、CO2削減等の政策目的に特化した事業として制度設計することも、今後の検討課題と考えられる。

5. おわりに

本検討会では、環境金融の拡大に向けた重要なツールの一つとして、企業の環境経営全般の取組をスクリーニングする「環境格付融資」に焦点を当て、議論を行った。環境格付融資は、金融機関や融資先企業にとっても意義のある取組であるとともに、経済のグリーン化を目指す上で重要な役割を果たすものである。その定着・向上に向けた課題は少なくないものの、各金融機関は、課題の克服に向けて様々な関係者との協働も通じながら、取組を一層深化させていくことが重要である。このような金融機関の努力と相まって、環境格付融資に係る各種施策が効果を発揮し、環境格付融資がさらに発展していくことを期待したい。

また、近年、金融機関では、不動産の環境性能等、環境経営に限らない様々な観点から取引先を評価する融資商品等が展開されている（別添資料参照）。環境金融の拡大に向けては、多様なアプローチやツールがある中で、狭い意味での環境格付融資に拘らず、環境金融の可能性を広く捉え、創意工夫により取組を発展させていくことも重要である。

加えて、地域金融機関においては、「地域金融の中核的な担い手」として、リレーションシップバンキング（地域密着型金融）により地域の中小企業を支え、地域の経済・産業の成長を促すという役割が求められている。環境格付融資を始めとする環境金融の取組は、地域金融機関がそうした役割を果たすための一つの取組になり得ると期待されるが、その活躍フィールドは、まちづくりやエネルギー、地域活性化など多岐にわたっており、それらは「環境」と切り離すことのできない密接な関係を有している。地域が抱える諸課題を環境金融というアプローチから解決し、持続可能な社会を形成していくためには、「地域環境金融」とも言うべき、地域金融機関における環境金融のあり方について、さらなる議論が行われることも期待したい。

そして最終的には、特定の金融商品に限らず、幅広く、融資判断の中に環境と持続可能な社会に関わる視点が統合されるようになることが、将来的なゴールとして強く望まれる。

以上

(参考) 環境格付を応用した様々な展開

近年、金融機関では、環境経営に限らない様々な観点から取引先を評価する融資商品が展開されている。具体的には、不動産の環境性能や企業活動の自然資本¹⁵への影響度等の評価のほか、企業の防災力・事業継続力や健康経営度、食・農の取組といった観点から評価・格付する融資商品が一部の金融機関で開発され、実際に取扱われている。(参考図表 1)。このような観点は、例えば、防災や農業に関する取組は気候変動問題における適応対策としても関連するなど、環境対策に繋がる一面を持つものであり、さらなる展開が期待される。また、将来的には、金融機関が考慮すべきリスクをトータルに把握・評価していくという流れの中で、これらの評価体系が統合され、有機的・効果的に運用されていくことも考えられる。

参考図表 1 環境経営以外の観点から取引先を評価する制度や融資商品の例

金融機関名	制度、融資商品	概要
(株)日本政策投資銀行	DBJ Green Building 認証	環境・社会への配慮を併せ持つ不動産を、独自開発したスコアリングシートとインタビューによって5つの視点から総合的に評価し、5段階の認証を付与。
	DBJ BCM格付融資	独自の評価システムにより防災及び事業継続対策への取組に優れた企業を評価・選定し、その評価に応じて融資条件を設定。
	DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付融資	独自の評価システムをもとに、従業員の健康配慮への取組に優れた企業を評価・選定し、その評価に応じて融資条件を設定。
(株)三井住友銀行	SMBCサステナブルビルディング評価融資	「環境性能」や耐震等の「リスク管理」、それらを推進する「経営者の方針と実践」などを国内外の各種認証制度を加味した独自の評価基準に基づき評価し、その結果に応じて融資条件を設定。私募債での利用も可能。
	SMBC食・農評価融資	独自の食・農評価基準に基づき、食・農取組状況を評価し、その結果に応じて融資条件を設定。私募債での利用も可能。
	SMBC事業継続評価融資	企業のBCP、BCM等の事業継続に向けた取組について、独自の評価基準に基づき評価し、その結果に応じて融資条件を設定。評価に合わせ首都直下地震または南海トラフ巨大地震を想定した机上でのシミュレーション演習(演習シナリオは個社ごとに作成)を行い、自社のBCP、BCMの課題や改善点等を確認。私募債での利用も可能。
	SMBCサステナビリティ評価融資	ESGを中心としたサステナビリティへの取組状況や、情報開示の適切性について、独自に策定した評価基準に基づき評価し、その結果に応じて融資条件を設定。私募債での利用も可能。
	SMBCなでしこ融資	企業の女性活躍推進への取組状況を独自の基準で“見える化”し、現状の分析や今後の課題解決に向けた他社の取組事例などを提供。私募債での利用も可能。
三井住友信託銀行(株)	自然資本評価型環境格付融資	環境格付の評価プロセスに、自然資本に対する影響や、取組を評価する考え方を組み込んだもの。

また、環境格付融資は、法人を対象とした融資(コーポレート・ファイナンス)に分類されるが、プロジェクトを対象とする融資(プロジェクト・ファイナンス)にお

¹⁵ 森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)を指す。近年、自然環境を企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとしてとらえる考え方が注目されている。

ける環境配慮も行われている。例えば、大規模なプロジェクト・ファイナンス等の融資判断に当たって環境・社会影響に配慮する「赤道原則」が2003年に策定されており、グローバルに活躍する民間金融機関等を中心に採択が進んでいる。今後は、このような取組のコンセプトや重要性を国内の金融機関に普及していくことも重要と考えられる。

参考1 赤道原則

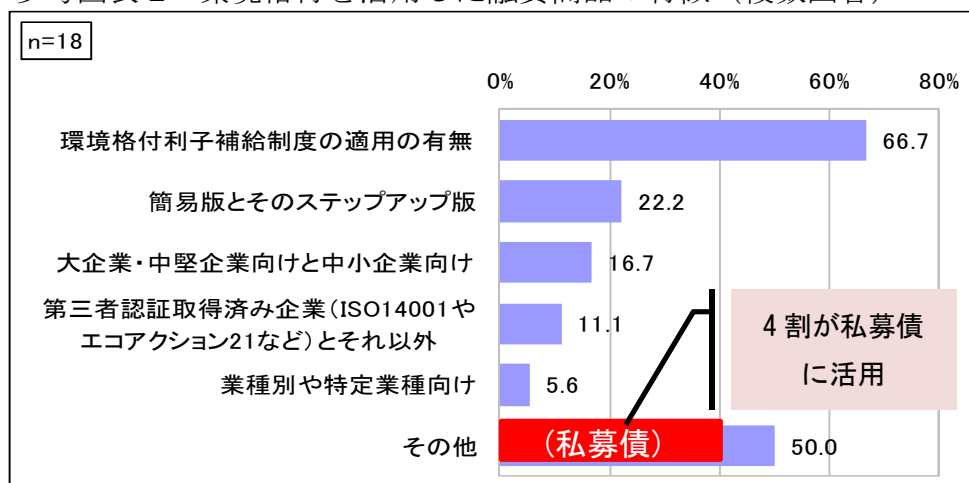
開発等にもともなう環境・社会への影響を回避もしくは軽減するための金融機関の枠組み。世界銀行グループの国際金融公社（IFC）の協力のもと、主要な欧米銀行10行によって策定された。

平成25年6月、本原則の第三次改定版が発効され、従来プロジェクト・ファイナンスのみを対象としていたが、プロジェクト紐付きコーポレートローン等へ対象を拡大し、環境・社会に対する配慮が一層強化された。

平成27年1月末現在、世界で80の金融機関（うち日本からは都市銀行3行）が本原則を採択している。

さらに、商品形態としても、融資に限らない取組が見られている。例えば、資金調達ニーズの多様化に応えるために、環境格付と私募債との組み合わせが多数の金融機関で行われている（参考図表2）。このほか、最近では、環境関連事業の資金調達を目的とした債券であるグリーンボンドの発行が活発化している。グリーンボンドに関しては、複数の民間金融機関によって、その発行に関する自主的なガイドラインが作成されるなど、新たな動きもあり、先駆的な金融機関の取組がグリーンボンド市場の拡大に寄与することも期待されよう。

参考図表2 環境格付を活用した融資商品の特徴（複数回答）¹⁶



¹⁶ 平成25年度調査より、環境格付を活用した商品を複数有するとして18金融機関の回答内容。なお、同調査では、私募債の引き受けも融資に含んでいる。

参考2 グリーンボンドとグリーンボンド原則

環境関連の事業やプロジェクトのための資金調達を目的とした債券。2007年に初めて、欧州投資銀行がグリーンボンドを発行して以来、世界銀行や国際金融公社、アフリカ開発銀行などの国際金融機関が主な発行主体だったが、近年では民間金融機関や事業会社も発行主体として参入している。

2014年1月には、バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ、シティバンク、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク、JP モルガン・チェースの4行が共同し、自主的なガイドラインとしてグリーンボンド原則（Green Bond Principles）を作成。現在、大和証券とみずほ証券を含む25行がGBPの支援を表明している。

また、国外に目を転じれば、海外の日系企業向けに、外国の環境法規制等を評価項目に組み込んだ外国版の環境格付融資商品を開発している事例もある。日本企業の海外進出の増加や資金ニーズの高まりに応じ、このようなサポートを行う金融機関の取組は、今後、重要性を増してくると考えられる。

参考3 S M B C環境配慮評価融資～マレーシア版～

海外の日系企業の環境経営を促進していく一環として、マレーシアにおける企業の環境経営を支援する目的で、2012年より取扱いを開始。

国内におけるS M B C環境配慮評価融資の仕組みを活用し、マレーシア企業の環境配慮状況进行评估し、評価結果に応じた融資条件を設定している。また、さらなる環境経営推進の一助として、アセスメントレポートを提供している。

加えて、海外においては、金融機関、環境に係る行政機関だけでなく、金融監督機関等も加わって環境金融への取組を進めている事例もあり、金融行政の中でも環境金融が展開されていくことの重要性も示唆される。

参考4 中国での金融監督機関による環境金融推進に向けた関与例

中国では、2007年7月に、元環境保護部、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会の3部門が共同して「関与実行環境保護政策法規防範融資リスク的意見」を發布、続いて2008年3月には環境保護部が「関与規範向中国人民銀行征信システム提供企業環境違法情報工作的通知」を發布して、3万件余りの企業の環境違法情報を中国人民銀行のクレジット管理システムに提供し、商業銀行がこれらの情報を調べることにより、一部の企業に対して、貸付制限や、融資引き上げを実施できる態勢を整えた。

2012年には、中国銀行業監督管理委員会が「綠色信貸指引（グリーン貸付指針）」を發布し、貸付時に環境リスクを配慮することを強く求めている。